

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和7年8月21日開催

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（8月21日）〕

第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和6年度実績報告について	2
第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」取組状況報告について	7
①令和6年度決算概要について	7
②ふるさと納税の推進について	9
③本庁舎、熊取ふれあいセンターの窓口・電話受付時間等の変更について	11
④ごみ処理手数料の見直し及び町指定ごみ袋のサイズの追加導入について	13
⑤熊取ふれあいセンターの開館時間の見直しについて	19
その他報告	20
1. 本庁舎来庁者スペース並びに熊取ふれあいセンター執務室の変更について	20

議員全員協議会

月 日 令和7年8月21日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1番	文野慎治	2番	多和本英一
	3番	長田健太郎	4番	石井一彰
	5番	坂上昌史	6番	大林隆昭
	7番	坂上巳生男	8番	江川慶子
	9番	渡辺豊子	10番	二見裕子
	13番	田中圭介	14番	河合弘樹
欠席議員	なし			
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総合政策部統括理事	明松大介	総合政策部統括理事	松浪敬一
	総務部長	永橋広幸	住民部長	山本浩義
	健康福祉部長	石川節子	都市整備部長	白川文昭
	会計管理者兼会計課長	根来雅美	教育次長	巖根晃哉
	教育委員会事務局理事	三原順	企画財政課長	近藤政則
	企画財政課参考事	竹田陽介	総務課長	道端秀明
	人事課長	大神輝光	環境課長	岩本妃美子
	健康・いきいき高齢課長	桑原良治	生涯学習推進課参考事	義本翼
事務局	議会事務局長	木村直義	書記	阪上高寛

案 件

- 1) 第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和6年度実績報告について
- 2) 第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」取組状況報告について
 - ①令和6年度決算概要について
 - ②ふるさと納税の推進について
 - ③本庁舎、熊取ふれあいセンターの窓口・電話受付時間等の変更について
 - ④ごみ処理手数料の見直し及び町指定ごみ袋のサイズの追加導入について
 - ⑤熊取ふれあいセンターの開館時間の見直しについて
- 3) その他報告
 - ・本庁舎来庁者スペース並びに熊取ふれあいセンター執務室の変更について

議長（文野慎治君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（文野慎治君） 本日の案件は、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和6年度実績報告についてほか1件、そのほか報告が1件であります。

発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願ひいたします。

また、案件の終わられた方は、会議の途中で退席いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和6年度実績報告についての件を説明願います。竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君） それでは、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和6年度実績報告についてでございます。

このアクションプログラムに基づきまして、令和6年度に実施した各改革項目につきまして、その取組内容を集約しましたので、次のとおり報告するものでございます。

なお、アクションプログラムにつきましては、令和7年3月に改革項目の見直しを行っておりますので、今回の実績報告は、その見直し前の令和6年度の取組の報告という形でございます。

それでは、1つ目の各改革項目の取組による効果額でございます。

総括表のところで、令和6年度目標効果額2億2,008万6,000円に対し、実績効果額が3億132万3,000円、その差額が8,123万7,000円となるものでございます。

その下に、主な取組内容と効果額を掲げております。

1つ目、47番の夏季小学校プール一般開放事業の見直し、効果額で568万5,000円。48番、選択と集中による予算編成、2億5,044万4,000円。63番、町税、保険料等の徴収率向上、2,642万4,000円。74番、ふるさと納税の推進。こちらは三角で2,660万5,000円。78番、下水道使用料の見直し、4,700万円などでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページ以降につきましては、各改革項目の取組の一覧となってございます。

この2ページ目につきましては、事務の改善、あるいは行政DXの項目となっておりまして、1つ目の電子申請システムの導入や2つ目のがん検診等Web予約システムの導入などでございます。

6年度の取組としまして、ナンバーの4番、町立保育所のICT化の推進。こちら、左から6つ目の枠の取組内容のところをご覧いただきますと、令和6年4月から保育所業務システムの本格運用を開始しております。

続いて、3ページ以降につきましても、業務改善の項目が続いております。

4ページをご覧ください。

4ページのところでは、下から2つ目、18番で就学援助申請のオンライン化。取組内容のところ、オンライン申請とペーパーレス化をより一層推進しております、申請件数は、ウェブの申請が6年度は923件に対し、紙の申請が、令和6年度は45件という形でございます。

5ページをお願いいたします。

5ページの23番から下は、施設の管理運営の項目が続いてございます。特に、24番、立地適正化計画に基づく都市再生整備計画を基軸とした公共施設の最適化としまして、国からの補助金を最大限活用する形で、ひまわりドームの設計、老人福祉センターの工事、図書館の整備などに取り組んでございます。

6ページをお願いいたします。

6ページでも施設の管理運営の項目が続いておりまして、一番下の33番、こちらは広域行政の推進の取組の一つで、ごみ処理施設の広域化。ごみ処理施設の広域化に向けて、住民の説明会を5回実施するなど、令和14年度からの稼働に向けて取組を進めているものでございます。

7ページをお願いいたします。

7ページ以降は、住民サービスの向上の項目になってございます。

34番で、戦略的な情報発信としまして、広報誌、ホームページ、LINEなどの各種SNSの特性に応じて、戦略的に情報発信を行ってございます。

2つ飛んで、37番、今後の地域公共交通のあり方の検討におきましては、令和7年2月に熊取町地域公共交通計画を策定するなどしてございます。

8ページをお願いいたします。

8ページ以降は、事業の見直しの項目になってございます。

一番下の47番、夏季小学校プール一般開放事業の見直しとしまして、令和6年度一般開放につきましては、すまいるズひまわりドームの室内プールにおいて、無料開放を実施するなどしてございます。

9ページをお願いいたします。

9ページ、一番上の48番、選択と集中による予算編成ということで、投資的経費を中心に総額の抑制に取り組んだものでございます。令和6年度予算につきましては、行革項目の見直しと並行して行財政運営になりましたので、新規事業や投資的事業は一定抑えた形になってございます。

効果額として2億5,000万円の大きい金額になっているんですが、そういう形で行革の見直しの並行した行財政運営であったのに加えまして、もともとの収支推計のところでは、ひまわりドームの改修工事を6年、7年で実施する予定だったものが、実際には7年、8年度に投資的事業が移っておりますので、その分で6年度のところで金額が下がったような形にはなってございます。

10ページをお願いいたします。

10ページにつきましては、議会における改革の取組が続いてございまして、55番の項目であれば、議会の改革検討委員会の取組などを記載してございます。

以下、議会の情報発信、あるいはデジタル化など掲げてございます。

11ページをお願いいたします。

11ページ以降は、収入確保の取組の項目でございます。

63番から下は、町税や保険料等の徴収率の向上の項目が続き、一番下の67番、そして次のページにかけては、各公有財産の処分・活用の項目が続いてございます。

少し飛んで、13ページをお願いいたします。

13ページ、2つ目の74番は、ふるさと納税の推進としまして、令和6年度の取組をお示してございます。

効果額としましては、令和6年度の寄附金額4,548万3,000円から、その差額のおおむね2分の1を効果額として、2,660万5,000円のマイナスという形で計上した形でございます。

78番、下水道使用料の見直し。令和6年4月から下水道使用料の料金改定を実施しておりますので、効果額として4,700万円計上してございます。

14ページをお願いします。

上から3つ目の81番、職員数の適正管理。これ以降については、人件費の見直しの各項目が続いてございます。

最後、15ページをお願いいたします。

15ページにつきましては、強い組織づくりと働き方改革の項目として、最後の89番の働きがいと働きやすさの実現まで、各項目でございます。

以上の全89個の項目でございまして、その合計が一番右下の箱に書いてあるとおり、令和6年度の効果額としましては、3億132万3,000円の効果額となってございます。

ただ、冒頭にも申し上げたんですが、この令和6年度につきましては、あくまでも行革の見直しの前の内容と数字でございますので、そちらご理解いただければと思います。

私からの説明、以上でございます。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。江川議員。

8番（江川慶子君）よろしくお願ひします。

ちょっとお伺いしたいんですけども、就学援助の申請オンラインということで、4ページのナンバー18になる分なんですが、お知らせは入学前に、2月に最初に入学祝い金というのを給付されていると思うんですけども、その場合は、入学前に用紙によるお知らせをしているのか、その辺をちょっとご確認させてください。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）一番最初の今議員おっしゃられたところについては、紙ベースの形になつていいかと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）続けてなんですが、先ほどの説明では、6ページのところで、33番のところですね。ごみ焼却施設の広域化の話のときに、5回連携をされているということ、検討会議をされているというお話だったんですけど、このごみ処理広域化については、令和12年からちょっと変更の提案があつたように感じたんですが、それは違いましたかしら。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）議員ご指摘のとおり、当初は令和12年稼働で進めていたんですけども、泉佐野市の土地区画整理事業を同時に進めていくという関係で、若干後ろに延びたということで、現時点では、令和14年稼働で、それを目標に進めております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。見直し前の報告ということだったので、そこから変わっているということですね。分かりました。

それから、7ページの40番の図書館のところなんんですけども、マイナスという形で実績が出てるんですが、ここちょっと内容を教えていただけたらありがとうございます。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原順君）すみません。お時間いただきまして申し訳ございません。

マイナスの効果額ということですので、3年度の決算額と比べて6年度の決算額が増額となっていると、歳出については増額となっていることが原因でございます。

中身といたしましては、謝礼金が主なもの内訳となっておりますので、結果として歳出額が増えているということになってございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。決算のときに、また細かいことが出るのかなと思いますので、そのときにちょっとまた確認したいと思うんですけど、効果額がマイナスということは、謝礼金とのご説明ですね。キッチンカーとかの誘致の関係で発生したとかいうことではないということですね。

ちょっと急に聞いたので、また分かりましたら教えてください。

それと、8ページの47番なんんですけども、子どもたちの夏季の小学校のプールの一般開放の事業の見直しということで315万3,000円、今年は568万5,000円ということで効果額が出ているんですが、まだ夏休み中なので今年の状況というのは分からぬとは思うんですけども、何か状況が分かれば教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原順君）プールの無料開放に関する状況ということですけども、6年度の利用者数は1,081人でございました。今年の途中経過にはなりますけれども、この8月19日の時点では950名が利用されているという状況でございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。

あと、その分の費用というのは、また別途、別の形で出ているんですよね。それはまた違う機会に聞かせていただきます。今、分からぬであります。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原順君）効果額の面で申し上げますと、4年度の決算額が、直営でのプールの一般開放していたときの金額、決算額となっています。およそ600万円弱ということでございます。それと、6年度につきましては、ひまわりドームの指定管理者に、プールの、ひまわりドームの無料開放をプール監視業務として委託をしたという関係がありまして、その歳出予算が30万円程度の決算額となっていますので、その差額、4年度の直営の金額から6年度の委託、プール監視の委託料を差し引いたものが今回の効果額になっているということでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）それは理解しているんですけども、各小学校でプールが一般開放できなくなつたことに対する効果額がここに表れているんだと理解しているんですけども、それに、またあえてひまわりドームで無料開放したり、バスの無料、そういうサービスをしているというところで、その辺の差引きがどうなるのかなというのはちょっと疑問だったので、分かるようでしたら教えていただけたら。いいですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原順君）まず、無料バスに関しましては、このバスの無料にすることによる別途の経費というのはかかってはございません。あくまで無料バスの、すみません、ひまわりバスの運営全体の中で計算をされているということですので、これだけで経費が特別にかかっていることではございません。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

担当が違うので、また計算のところも違うと思いますので、夏休みが終わりましたら、また整理してお聞きできたらなと思います。ありがとうございます。

あと、職員数のところで、14ページですね。ちょっと勉強も含めて聞かせていただきたいんですけども、81番のところで、職員数の適正管理ということで職員数が出されていますよね。計画では職員定数311を基本としということなんですが、6年度については309人で適正管理を行ったというご説明で、実施の効果額はまた別途いろいろなところで出ている、別のところで出ているのかなと思うんですが、職員定数条例というのがございますよね。こっちかな。そこから見て、職員の状況というのはどうなっているのかなというのを一度聞きたいなと思っていたんですが、その辺は、今、回答いただけなければ、また改めて欲しいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）職員定数条例につきましては、あくまでも職員の上限を定めたものでございますので、実際の職員数とはかけ離れた数字となっております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。

そのかけ離れたというところは、定数条例よりも多いと判断したらいいのか、そこまで満たない状況なのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）職員定数条例にはいろんな部署の人数を掲げさせてもらっておりまして、部署によっては同等の職員数もあれば、部署によって差はあるんですけども、実際の職員数としては、

ここまでいなのが今の現状となっております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）足りているか足りていないかというのは、ちょっと今の答弁の中ではよく分からないので、また、教えてください。よろしくお願いします。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。石井議員。

4番（石井一彰君）すみません、ちょっと教えてください。

11ページの62番、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の推進の項目でお聞きしたいです。

6年度寄附総額50万円あったとのことです。これは何社の方から寄附を頂いたんでしょうか。

議長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）5社から頂いたものでございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ポータルサイト利用料8万8,000円になっております。これは、寄附金額に応じて利用料が変わるという立てつけになっているんでしょうか。

議長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）おっしゃるとおり完全成功報酬型で、寄附に応じて20%、それに消費税を乗せたものが報酬として、委託料としてお支払いするものでございます。

なお、8万8,000円というのは、1件、ポータルサイトを通じずに直接本町にご寄附いただいておりますので、4件分に対して手数料がかかっているという結果でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ということは、出来高制ということでしたら、寄附金額がゼロの場合は1円も発生しないというような形になっているんでしょうか。

議長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）おっしゃるとおり、完全成功報酬型になっております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）この業務委託している会社は、契約期間というのはどんな形ですか。

議長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）基本的には年度ごと、単年度の契約となっておりますが、基本的には継続をしていっている事業者ばかりでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）すみません。先ほどの江川議員から1点目の就学援助の入学前の手続の件で、紙でというところで、もうちょっと丁寧にというところで。こちらから案内するお知らせにつきましては、まず紙ベースでご案内させていただいております。それを受けまして、申請のほうにつきましては、今もうこういう形でウェブも取り組んでおりますので、ウェブと紙で、両方で申請はしていただけるという形になってございます。

以上です。

議長（文野慎治君）よろしいですか。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和6年度実績報告についての件を終了いたします。

議長（文野慎治君） 次に、案件2、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」取組状況報告についてですが、5項目ありますので、各項目ごとに説明を受け、質疑を承りたいと思います。

それでは、案件2、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」取組状況報告についての1項目め、令和6年度決算概要についての件を説明願います。竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君） それでは、資料のほうは、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」取組状況報告についてというものをご覧いただけますでしょうか。

こちらです。第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」につきましては、令和7年3月に見直しを行っておりますが、見直し後、今年度はその初年度となります。各改革項目の着実な実施に向けた非常に重要な年度となりまして、全庁的に一丸となって、今、取組を進めている状況でございます。

また、令和6年度の決算につきましては、歳出が超過となりまして、財政調整基金、ふるさと応援基金等、多額の基金繰入れにより黒字を維持している非常に厳しい財政の状況となってございます。

こうした状況を踏まえまして、まず冒頭、私のほうから令和6年度の決算概要を報告しまして、続いて、各改革項目の中で、令和8年度の実施に向けて、条例改正や早期の住民周知が必要な項目について報告をするものでございます。

本日ご報告をする予定となっている項目につきましては、そちら一覧に記載のとおりでございまして、令和6年度の決算概要、ふるさと納税の推進について、本庁舎、熊取ふれあいセンターの窓口・電話受付時間等の変更について、ごみ処理手数料の見直し及び町指定可燃ごみ袋のサイズの追加導入について、熊取ふれあいセンターの開館時間の見直しについての各項目でございます。

それでは、まずは私のほうから、1つ目の令和6年度決算概要についてご説明をいたしますので、すみません、資料のほうは別添①番となっている令和6年度の決算概要についてをお開きいただけますでしょうか。

令和6年度熊取町の一般会計の歳入歳出決算概要についてでございます。

1つ目、決算の概要としまして、令和6年度の歳入167億3,100万円、歳出が165億9,600万円。その差引きが1億3,500万円で、それから翌年度に繰り越すべき財源として8,500万円を引いた実質収支としては5,000万円の黒字となってございます。

ただ、一番右の主要基金の繰入れのところ、ご覧いただいたように、5,000万円の黒字につきましては、この5億4,400万円の基金繰入れを行うことで黒字を維持したというような状況になってございます。

また、経常収支比率につきまして、前年度から0.5ポイント上昇した98.5%と悪化した形になってございます。

令和6年度決算の特徴でございますが、その下の四角囲みのところ、読み上げいたします。令和6年度は、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の見直しと並行した行財政運営となり、投資的事業をはじめとする臨時の経費や新規事業を抑制したこともあり、歳出総額は、10億2,100万円減少しております。

しかしながら、義務的な経費である人件費や扶助費や公債費をはじめ経常的な経費が大幅に増加したことで、前年度に引き続き、財政調整基金やくまとりふるさと応援基金などから5億4,400万円の基金繰入れを行うことで、黒字決算を維持した非常に厳しい決算でございました。

さらに、経常収支比率は、前年度からさらに悪化した98.5%となりましたが、令和6年度の決算では、くまとりふるさと応援基金の経常的な経費への充当のウエートが従来に比べて大きくなっています。これは行革による臨時の経費を抑制したものに伴うものになるんですが、これによりまして、表面上の経常収支比率が改善する形になります。もしこの要因がなければ、経常収支比率は99%を超えるような状況にあるというのが今の状況になってございます。

続いて、2番目、その経常収支比率でございます。

まず、近年の推移になりますが、令和元年度93.1%、令和2年度が93.2%。それが、ここ2年は、令和5年度が98.0%、令和6年度は98.5%と、100%に近づいている数字となってございます。

その下に主なその経常収支比率の増減要因を記載しております。

その中では、良化している要因もありまして、例えば町民税は1億3,800万円の減収にはなっておるんですが、これについては、国の制度による定額減税による減収が1億8,000万円減収しておりますので、実質的な町税というのは、その差額の4,000万円ほどが増加した形になっております。固定資産税も7,000万円増加、その次の地方特例交付金、これが先ほどの定額減税の減収を国が補填する形で1億8,900万円増加、普通交付税も3億6,000万円の増加、地方消費税交付金も4,900万円増加というような形で、経常的な歳入というのは5億円ほど増加した形になっております。

一方で、悪化した要因としましては、まず、義務的な経費の中でも人件費、これが人事院勧告の影響で約1億円ほどの影響が出ているほか、会計年度任用職員の勤勉手当が6年度から支給開始されて、それが9,200万円の増加。もう一つ、退職手当が、経常収支比率に含まれるのが定年退職と自己都合退職になるんですが、2億7,600万円ということで、前年度からは1億7,700万円の増加となっております。ですので、人件費関係で4億円ほど経常的な収支比率の数字が増加したことに加えて、あとは扶助費のほうでも8,100万円の増加。あるいは、そのほか物価高騰に伴って、経常的な経費というのももちろん全体的に増加しておりますので、歳入も5億円ほど増えたんですが、それ以上に歳出も増えて、経常収支比率は98.5%という形で悪化したものでございます。

2ページ、お願いいたします。

2ページのほうでは、基金の状況を掲載しております。

1つ目の①番、基金の繰入額としまして、令和6年度の繰入額が、財政調整基金5,400万円、公共施設整備基金1億円、減債基金3,000万円、ふるさと応援基金3億6,000万円の合計5億4,400万円でございます。

6年度につきましては、前年度にあった文化ホールの整備事業であったり、地域振興券事業、こういった大きな臨時的な事業はなかったんですが、それでも多額の基金繰入れが必要になっております。つまり、経常的な経費で財源不足が生じているというような状況でございます。

そうなると、次の②番、基金現在高をご覧いただきますと、6年度末の現在高、先ほど申し上げた主要なこの4つの基金の合計でいくと、年度末で56億200万円。前年度が60億2,700万円なので、約4億円ほど前年度からは減少した形になっております。経常的な経費で財源不足が生じているということは、もう何もしなければ、今後も基金の減少が見込まれるというような状況になってございます。

以上のような令和6年度の決算状況でございますが、それに加えて、今現状の懸念としましては、例えば、本年度の人事院勧告につきましても、昨年度と同程度、1億円を超えるような影響も予測するところでございます。

また、中長期的なところでは、新ごみ処理施設の建設費、現状が500億円を超えるような規模で新ごみ処理施設の建設費が試算されておりますけれども、その費用負担というのも、3年後の令和10年度あたりからは本格的にその費用負担も発生する見込みとなっておりまして、いよいよそれが近づいてきているというような状況でございます。

このような状況にありますが、行財政運営を安定して行っていくために、この後ご報告させていただく各案件の取組をはじめとしまして、行革のアクションプログラムの各項目につきまして、着実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私から説明、以上でございます。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

続いて、案件2の2項目め、ふるさと納税の推進についての件を説明願います。近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）早速、資料に基づきまして説明いたします。

まず、1の寄附額増加に必要な取組としましては、行革アクションプログラムの目標寄附額でございます1億5,000万円の達成に向け、①から③までの取組を実施いたします。

まず、①につきましては、現在600程度ございます返礼品の数をさらに拡充するため、新規返礼品の開発、そして既存返礼品の戦略的なバリエーション展開、こちらを図ることで、まず数を増やすとともに、あわせまして、寄附者に選ばれる魅力的な返礼品となるよう質を高めてまいります。

次に、②につきましては、いわゆるSEO対策と呼ばれるものでございます。各ポータルサイトの特徴に応じ、寄附者に見つけてもらいやすくするような検索対策を行うものでございます。

最後に、3つ目でございます。各ポータルサイト上の返礼品ページを寄附者に対して訴求力のあるものにするため、写真の質の向上ですとか、返礼品の魅力が十分伝わる写真への文字入れ加工、ページデザインの改善、こちらを行ってまいりたいと考えております。

続いて、2でございます。

2の中間管理事業者への業務委託、こちらにつきましては、①に記載のとおり、先ほど1で申し上げました取組、こちらを実施するためには、やはり専門的な知識・技術が求められるものでございます。ふるさと納税に関する業務を専門的に、こういった業務を専門的に処理することができる、いわゆる中間管理事業者へ委託をしたいと考えております。

次に、②でございます。中間管理業務の委託料につきましては、寄附額に応じた成果報酬型、完全成果報酬型でございます。こちらが税抜きで5から7%程度と言われております。また、これまでも議会で何度か答弁してまいりましたとおり、寄附募集に要する費用が寄附額の5割以下である必要がございます。現在の本町の経費率が直近で約49%となっておりますことから、業務委託に当たりましては、アの記載のとおり、返礼品の調達価格を下げるか、イに記載のとおり寄附金額設定を上げるかのいずれか、または両方の調整が必要になってまいります。これが、今までこの中間管理事業者に委託したくても、なかなかできなかつた要因というところでございます。

なお、イメージしていただくように、ア及びイの調整のイメージを記載しております。アのとおり単価を下げるか、イのとおり寄附額を上げるかというところで想像がつきやすいかと存じます。

最後に、③でございます。寄附の募集に要する費用というところがあるんですけれども、やはり委託化に向けた課題であった経費率の規制、こちらに対応するために、主要な返礼品を提供いただいている事業者と協議を継続的に行いました。その結果、先ほど来申し上げていますとおり、調達価格や寄附金の設定額、こちらを調整することにより、経費率を下げた上で、下げることで協議がようやく調ったものでございます。

最後のスケジュールでございます。3の部分でございます。

この後、9月議会に上程する補正予算案に、中間管理事業者への委託料等を計上するとともに、補正予算をご可決いただいた後は、直ちにプロポーザル方式による事業者の選定、契約の手続を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ただいまふるさと納税に関して、中間管理事業者への業務委託の提案がございましたが、こういうことによってふるさと納税の推進ということで、一定の効果が上がるのかもしれません、これについては、どこかの自治体をモデルにしたとか、何か参考にした事例とかはあつたんでしょうか。

議長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）当然のことながら、先行事例、優良な事例を参考にしております。

ちなみに、6年度の実績でトップ20に入るような全国の自治体、ほぼ全てがこういった中間管理事業者を導入しているというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。そしたら、例えば泉佐野市とか、そういうところもやっているということですかね。

ただいまの説明ですと、返礼品調達単価が下がるわけですか。結局、このことで返礼品の魅力が下がって、かえって逆効果とか、そういう心配はないんですかね。

議長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）おっしゃるとおり、3割を上限として返礼割合というのはルールとしてございますので、それを若干でも下回ったときに、他の返礼品との競合というのはあろうかと思うんですが、やはり全国の団体を見ていくと、3割ぎりぎりではなくて、25とか27ぐらいまでやっぱり落としているというような現状がございます。

あともう一つは、寄附金額の設定金額をちょっと調整すると。この両方を駆使しながら、何とか競争力を保ちながら、寄附金額の増加に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）この中間管理事業者がどの程度まで仕事をしてくれるのかよく分かりませんが、ふるさと納税における返礼品そのものを熊取町内で取り組む事業者が、そもそも熊取町の場合は少ないということはありますよね。他の自治体に比べて、魅力的な返礼品を町内でなかなか生産できていないというか、そういう事業者、それに取り組もうとする事業者を募集してもなかなか集まらないというふうなことがございますが、その辺は、この中間管理事業者へ業務委託することによって、少しは見込めるんでしょうか。

議長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）まさにそういった業務を専門的に手がけるのが、中間管理事業者の業務の一つでございます。先ほど坂上議員ご指摘いただきましたが、我々がまだまだ気づいていないようなきらりと光る事業者もあるかと思います。そういったものを一から掘り起こしていく、こういった作業も中間管理事業者に期待したいところでございます。

また、加えて、地方創生専門員も我々擁しておりますので、相乗効果でもって、できるだけ多くの新規の返礼品、こういったものを開発・企画してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）質疑というよりか、中間管理事業者業務委託、これ本当にやってほしいなというところを私たちも常にお願いしていたかと思うんですが、経費の問題でということがネックやったと思うんですが、今回、そういうものも検討し、中間管理事業者に委託するということを決断していただいたことはよかったですかなというふうに思います。しっかりと、あと、9月議会で予算を計上し、プロポーザルを実施するということになっているんですが、その辺のところ、プロポーザルは9月26日から10月までとなっているんですけども、このスケジュールのもうちょっと具体的な内容というのは分かりますか。そして、その予算的なものとかも、できたら教えていただけたらと思います。

議長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）まだ予算上程前でもございますので、まず期間に関しましては、でき

るだけ早くというところでございます。予算の額は少しご容赦いただきたいんですが、先ほど説明の中でも、一定の割合を乗じるというところでございますので、必要な金額というのを補正予算案にこれから計上してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（文野慎治君）いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

続いて、案件2の3項目め、本庁舎、熊取ふれあいセンターの窓口・電話受付時間等の変更についての件を説明願います。大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）それでは、本庁舎、熊取ふれあいセンターの窓口・電話受付時間等の変更についてご説明いたします。

まず、1、目的ですが、現在、窓口や電話での来庁者受付時間は職員の勤務時間と同じ時間帯となっており、準備や片づけなど、勤務時間外に行なうことが前提となっております。

また、窓口や電話対応のために、勤務時間内に課内でのミーティングなど時間を確保することが困難な部署もあることから、労務管理の適正化を図るために、窓口と電話の受付時間を変更するものです。

次に、2番目、調査結果をご覧ください。

時間の見直しの検討のために、本庁舎とふれあいセンターの来庁者の調査を2回実施しました。調査期間と期間中の来庁者数は記載のとおりです。17時以降の来庁者の割合は約3%以下、1日当たりの人数は約20人以下という結果です。

これを踏まえまして、労務管理の適正化と今回の調査結果を踏まえての窓口・受付時間等の変更案をご説明いたします。

3、運用（案）をご覧ください。

1点目、本庁舎、ふれあいセンターの窓口・電話受付時間は、現在17時30分までとなっておりますが、30分短縮して17時とします。

2点目、本庁舎、ふれあいセンター、煉瓦館、文化ホール、公民館、教育子どもセンターの職員の勤務時間は、1点目の窓口・電話受付時間を17時に変更するのと合わせて、勤務時間を現在から15分早めることで、現在の9時から17時30分を8時45分から17時15分とさせていただきます。これによりまして、勤務を開始する8時45分から窓口開始9時までの間と窓口終了17時から勤務が終了する17時15分までの間のそれぞれ15分を確保することで業務を整理する時間を確保することとなつております。

続きまして、3点目、本庁舎の出入口開閉時間につきましては、1点目の窓口・電話受付時間の前後30分として、8時30分から17時30分とします。

4点目、実施時期は令和8年4月1日からとします。

続きまして、2ページをご覧ください。

次に、4、受付時間などの変更によって、現在想定される今後検討が必要な項目です。

1点目は、時間の変更により施設管理に係る業務委託内容の見直しが必要となります。

2点目は、環境センターと保育所に勤務する職員の勤務時間につきましては、関係部署と職員組合との協議を重ねて、必要であれば今後見直しを検討いたします。

3点目、窓口対応として任用されている会計年度任用職員については、勤務時間の見直しに伴い、任用時の勤務時間についても、各課と協議の上、見直しを検討いたします。

次に、5、例規改正です。

今回の変更に伴い、庁舎管理規則と勤務時間、休暇等規則の改正が必要となってきます。

6番目、住民への周知につきましては、令和8年1月と記載しておりますが、規則改正が完了した後に、できる限り速やかに様々な手法や媒体を用いて幅広く周知を行い、住民の方への影響を最

小限に抑えるように取り組んでまいります。

続いて、8番目、岸和田市以南の近隣市町の勤務時間につきましては記載のとおりで、9時から勤務開始のところと8時45分勤務開始、どちらもある状況となっております。

最後に、9点目、大阪府内での窓口・受付時間を変更している団体、または今後実施する団体です。

こちら、ホームページで確認したものであります、交野市におきましては9月1日から変更となります、本町と同様に、窓口の受付時間変更に合わせて職員の勤務時間も変更することとなっております。池田市と箕面市につきましては、勤務時間の変更はありません。池田市は、もう既に開始しているという状況になります。

以上で説明を終わります。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。石井議員。

4番（石井一彰君）この調査期間なんですが、各2回、合計2回。この日にちで設定した理由って何かあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）まず、1回目の期間につきましては、事務のスケジュール上、この期間となつたのがまず結果としてあるんですが、2回目の期間につきましては、1回目の期間が月の途中でしたので、2回目は月末から月初めについて、違う日付で設定させてもらったのが結果としてあります。

以上です。

議長（文野慎治君）いいですか。

ほかに質疑はありませんか。江川議員。

8番（江川慶子君）住民がお仕事を早めに終わらせて駆けつけるという時間帯があると思うんですね。それが、言うたら5時から5時半の間に多いのかなというふうに感じているんですが、そこは現状、調査の結果、出ているんですが、その隙間に来られる方はおられると思うんですね。その辺はどのように対応をお考えなんでしょうか。

議長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）調査した結果、記載させてもらつておるところはあるんですが、実際、5時以降来られる方も一定の割合はいるという認識はしております。ただ、その方たちに対しても、事前の周知を徹底していく形で、できるだけ5時に来てもらうようにお願いするという方向で、今は考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）仕事を早退しなければいけないとか、休まなければいけないような状態が起こるのではないかかなというふうな、ちょっと感じがするんですが、そういった対応は、検討は、例えば1週間のうち何日はちょっと夕方までやるとかね。そんなこととか工夫とかは取り入れる余地はあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）今時点では、そこまでの検討は考えておりません。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。働く女性としてみたらば、少しでも早く帰りたいというのもあるし、朝ちょっと早くなるという部分では、どちらにしてもちょっと生活リズムを変えて対応しなければいけない、職員のことを考えてしまうんやけれども。職員のご理解というの、その辺は取れていんでしょうか。

議長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）こちらのほうは、また職員組合とも協議を重ねていく形での、まずはお話、今させてもらっているところですので、一定の組合との、本部との調整は取れているところです。あとはまた細かいところは、各組合・職員とのほうはこれから進めていくところです。

議長（文野慎治君）いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

続いて、案件2の4項目め、ごみ処理手数料の見直し及び町指定可燃ごみ袋のサイズの追加導入についての件を説明願います。岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）それでは、ごみ処理手数料の見直し及び町指定可燃ごみ袋のサイズの追加導入についてご説明いたします。

資料のほうをご覧ください。

まず、1点目、導入に向けての背景・趣旨でございます。

本町では、町内で発生する一般廃棄物の減量化・資源化の促進及び適正処理を推進するため、これまで様々な取組を行ってきました。その中で、平成19年10月に家庭系の粗大・不燃ごみ処理の有料化、平成21年4月には家庭系可燃ごみ処理の有料化を実施してまいりました。これにより、住民の皆さんのご協力の下、有料化以降ごみの減量化が図られてきております。

しかしながら、ごみ処理経費は増加しておりまして、将来も安定したごみ処理を継続するには、さらなるごみの減量化・資源化が重要となっています。そこで、ごみを排出する方にごみを減らすという意識をこれまで以上に持っていただけるよう、今回、可燃ごみ処理手数料について見直すこととし、増加傾向にあるごみ処理経費の削減につなげたいと考えます。

あわせて、本町の財政状況の硬直化に対応するため、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」において、受益者負担の適正化を図るよう、ごみ処理手数料のみでだけでなく、様々な手数料の見直しを行っているところであります。まずは町財政の立て直しが重要となっております。

なお、可燃ごみ処理の有料化から15年以上が経過する昨今、高齢者のみの世帯や単身者世帯が増加しているという事情を踏まえ、家庭から出るごみの量に応じましてサイズが選択できるよう、ごみ袋のサイズを2種類から4種類に変更し、住民ニーズに対応するとともに、ごみの減量化に向けた意識の醸成を図りたいと思います。

また、使用するごみ袋を少しでも小さいサイズに切り替えることによりまして、ごみ袋の素材であるプラスチックを減らすことができ、プラスチックの焼却による温室効果ガスの削減にもつながることが期待されます。

2点目に、家庭系可燃ごみ処理等の実績でございます。

次の表にもございますように、家庭系可燃ごみ排出量は、平成21年には7,006トンであったものが令和6年には5,870トンとなりまして、1,136トンの減量を図ることができました。しかしながら、この表の一番右端に令和6年度の目標値という欄がありますが、本町の一般廃棄物処理基本計画で定めております令和6年度のごみの目標と、可燃ごみの目標値となっておりますが、この数値を達成することができていない状況でございます。また、処理経費については、物価高騰などによりまして、平成21年度には1トン当たり5万7,702円であったものが、令和6年度には1トン当たり7万7,647円と増加してございます。

3点目に、新制度導入の内容ですが、ごみ処理手数料の金額見直しとサイズの追加については、現行の2種類のサイズにつきまして、改正後は10リッターと30リッターの2種類を加えた4種類に増やす予定となってございます。現行サイズの手数料につきましては、20リッター10円のところを20円に、45リッターは20円のところを45円に変更しまして、全てのサイズにおいて1リッター1円換算で手数料を設定したいと考えております。

なお、サイズの種類を追加することにしたのは、令和5年12月議会における一般質問をはじめとして、令和5年12月18日開催の廃棄物減量等推進審議会での委員の方からの意見として、ミニサイズの指定袋の導入要望があったことによるものでございます。

それから、次に、3としまして、差額シールについてでございますが、現行の指定袋の在庫が各家庭や取扱店にあると想定されますので、一定期間は、新指定袋とともに現行の袋が使用できるよう、差額シールを添付することにより収集できるものといたします。差額シールの種類といたしましては、現行の45リットル袋に貼っていただくものとして、1枚25円のシール、20リッター用の袋には1枚10円の設定で差額シールを貼っていただくことになります。こちらは、どちらにつきましても、10枚を1シート、またはばら売りということで販売する予定となってございます。ただし、ばら売りにつきましては、役場の窓口のみで取扱いする方向で考えております。

3点目、導入時期に関しましては、新指定袋の販売開始は令和8年6月1日を予定しまして、新手数料での収集開始を1か月後の7月1日に予定しております。差額シールの対応期間としましては、令和8年7月1日から令和9年5月31日までの収集を予定としてございます。

4点目、ごみ処理手数料減免の制度につきまして、こちらはごみ袋の無料配布という形でさせていただいておりますが、継続の予定でございます。対象者としましては、まず、満2歳未満の乳児がいる世帯につきましては、20リッター袋を交付しております。それから、町民税非課税世帯に属する要介護4または5の認定を受けた介護保険被保険者の方を在宅で介護している世帯については45リットル袋、それからストマ用装具の使用が困難な方、または3歳以上の方で高度の排便排尿機能障がいのある紙おむつの支給を受けている障がい者児の方がいる世帯につきましても45リッターを交付することとなってございまして、この制度については福祉的配慮として始まったものでございますので、今後も引き続き継続してまいりたいと思っております。

なお、おむつにつきましては、なかなか減量することが難しいと考えられることも、この継続の理由の一つになってございます。

4点目としまして、近隣市町の家庭系可燃ごみ指定袋の状況については、資料のほうの表にあるとおりでございます。ほとんどの市町については、3から4種類のサイズを今用意しております、ほとんどが1リッター1円換算の料金設定となってございます。金額については、貝塚市と並んで本町は最安値の状態となってございます。

5、可燃ごみの指定袋の作成経費としましては、過去の実績を含めまして、こちらの表のとおりになってございます。新指定袋、令和7年度当初予算のところにつきましては、従前どおりの2種類の作成を考えた上で積算した数字でございます。不足分につきましては、令和7年度の9月補正で今後要求してまいりたいと考えております。新指定袋につきましては、近隣市町のサイズの比率を参考に枚数を設定しております。当初予算の作成予定数、先ほどの表のAというところの行になりますけれども、そこの全体量、かさのほうが変動しない枚数の範囲で、先ほどの近隣市町のサイズを参考にしました枚数の設定を基本といたしまして、初年度につきましては、新しいサイズのニーズが今のところつかみにくいということもございますので、基本となる枚数を2割増しにて、7年度につきましては作成をしたいと考えております。そして、制度を導入後、販売の状況を見た上で、次年度以降は必要枚数を調整して作成していきたいと考えております。

差額シールの作成経費につきましては、大体297万円ほどの見込みと考えております。

6、導入による効果でございますが、令和7年度は、新手数料の徴収が始まっていますが、歳入は効果額なしという状況になってございますが、歳出は新ごみ袋の作成など、準備に係る経費がございますので、マイナス効果ということになってございます。令和8年度の7月から新手数料による収集が始まりますので、歳入につきましては9か月分の歳入効果を見込んでおります。令和9年度については、新手数料の1年分の歳入効果が見込まれますので、トータル3年間では約3,000万円の効果となってございます。

各家庭における1年間の影響額としましては、現行サイズを使ったといたしまして、45リットル

袋では1年間で2,080円、それから20リッターでは1,040円となるところ、改定後、同じ枚数を使用すると想定しまして、金額で計算すると、差額としましては、45リッターは2,600円の増、年間ですので、月々に直しますと217円の増ということになってございます。20リッター袋につきましては、年間で1,040円の増になりますので、月々87円の増となってございます。

しかしながら、ごみを減らしていただきまして、45リッター袋を30リッターに変更、20リッター袋を10リッターに変更するような形でご利用いただきますと、差額につきましては、45リッターから30リッターに変えていただくと年間1,040円の増、20リッターから10リッターに変えていただくと増額はなしということとなります。

したがいまして、ごみを減らして、より小さいサイズを使っていただくと、負担はその分少なくて済むということになってございます。

8、住民向けの周知の方法といたしまして、1点目、各自治会のほうへご協力いただきまして、チラシの回覧でまず周知、それから自治会連合会での説明、廃棄物減量等推進員、いわゆるごみゼロさんの会議を臨時開催するなども予定したいと思います。それから、民生委員の方につきましては、各地域ですとか、お近くの高齢者の方に関わっていただくことも多いかと思いますので、その方々にも説明をしたいと考えております。それから、広報、ホームページ、LINEなどでも、できる限り周知をさせていただきまして、広報同時配布物としましても、チラシの配布や回覧も、実際に制度が始まるまでには複数回できないかなというふうにも思っておりますし、ごみの分け方・出し方マニュアル、冊子のほうですが、こちらも写真とかが載っておりますので、新たなごみ袋の写真なども付け加えて、分かりやすいような形で全戸配布をしていきたいなというふうに思っております。

それから、各公共施設、各自治会の広報掲示板、あとはごみ袋販売店の売場の辺りにもポスターなど貼っていき、こちら、それ以外のところにも、皆さんの目につくようなところに広く周知をしていきたいなというふうに考えております。

9点目、今後のスケジュールにつきましては、令和7年9月26日、ちょっと日付のほう入れてしまっておりますが、これは9月議会で審議させていただくということでございまして、内容は、廃棄物の減量化及び適正処理条例のほうの改正と9月補正の予算のこととなってございます。9月議会で審議し、可決されましたとしたら、令和8年6月1日に条例改正後の手数料額での徴収及び交付の開始、それから7月1日から施行日となりますので、新手数料の収集の開始ということでまいりたいと思います。

なお、今回の手数料の見直し、ごみ袋のサイズの追加につきましては、町長から諮問しまして、令和7年7月7日に開催の廃棄物減量等推進審議会で審議いただきました。その中で、活発な意見交換の後、ごみ処理手数料については、近隣市町の状況を考慮の上1リットル1円換算の価格設定とすること、ごみ排出量に見合ったごみ袋のサイズが選択できるよう、住民ニーズを踏まえ、既存のごみ袋の種類に10リットル、30リットルの2種類を新たに追加することが妥当である旨の答申をいただいております。

説明については以上でございます。

議長（文野慎治君） ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。田中議員。

13番（田中圭介君） すみません、ちょっと2点ほどお聞きしたいことがあります。

これは、今、オレンジ色ですけれど、色が変わるという認識でいいんですか。

議長（文野慎治君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） おっしゃるとおり、今はまだ色のほうは決まっておりませんが、今の袋と見分けがつきやすいような色のものを用意したいと思っております。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 分かりました。

あと一点ですけども、これ、販売していただいている業者というか、商店とかの手数料も上がるんですか。

議長（文野慎治君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） 今、ごみ袋の事務委託手数料のほうはかかるておりまして、ただ、実際の取扱店のほうでやっていただく作業自体はそんなに増えないと想定しておりますので、その部分は、あんまり予算的には変わらないというような形では、今のところ考えております。ただ、売れる枚数に応じた分の手数料は、もちろんお渡しすることにはなると思いますので。そういうことでお願ひします。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ごめんなさい。僕の言い方がちょっと悪かったのかもしれないんですけど、これ、1枚当たり倍ぐらいになると。販売してもらっているところの、言うたらもうけは、もう据置きなのか、もうけもちょっと増えるのかというところですね。

議長（文野慎治君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） もうけというか、一応ごみ袋を販売していただいた分の大体1割程度の事務委託手数料ということで、今、設けさせていただいておりますので。ただ、この率につきましても、ほかの市町に比べまして少し高い設定になっておりますので、全体の金額の割合が変わらない範囲で、ちょっとその辺は微調整させていただくことは今後出てくるかなと思っております。大体7.33ぐらいでほかの市町村は委託のほうしているようですので、その部分は今後ちょっと検討したいなと思っています。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） そうしたら、売上げに対して7.33というところが多いというところですね。はい、分かりました。

議長（文野慎治君） ほかに質疑ありますか。江川議員。

8番（江川慶子君） すみません。一般質問を通告した後に出てきているので、答弁資料のようだなと思いながら拝見しています。

今、田中議員が質問した部分では、販売価格のことをお聞きしたんですけども、種類が増えるということは、販売する場所も広がりますよね。その辺もちょっと工夫が必要やと思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

議長（文野慎治君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） おっしゃっているように、やはり種類が増えるので、少し置いていただく場所も変わってくるかとは思いますが、こちらのほうの、また条例改正とか補正が通って準備が始ましていく段階には、また取扱店のほうに詳しく説明をしまして、少し意見を聞きながら進めさせていただきたいなとは考えております。

議長（文野慎治君） 江川議員。

8番（江川慶子君） 分かりました。お店の状況もあるので、その辺はよく聞いてやってください。それから、今拡充している2ページのごみ処理手数料減免制度のところで、対象者について3点ほど記入されているんですが、これは年間ですか、月ですか。

議長（文野慎治君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） すみません。年間というのは枚数とかのことでしょうか。

1月大体10枚換算でその分をお渡しさせていただいているという状況になってございます。

すみません。1月当たり10枚の計算でお渡しさせていただいております。

議長（文野慎治君） 江川議員。

8番（江川慶子君） そしたら、申請して、毎月取りに行くという形になるんですか。

議長（文野慎治君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） まず、少し、2歳未満の方とそれ以外の方とお配りしている方法が若干異なる

るんですけども、まず、2歳未満の方につきましては、環境課の窓口のほうに、出生届とかで来られたときにお寄りいただきまして、その際に、2歳になるまでの月の分をまとめてお持ち帰りいただいております。

それから、介護保険対象の方と障がいの方につきましては、それぞれの窓口のほうで、大体4月頃にまとめて1年分をお渡しされているようです。年度の途中でその対象になった方につきましては、その月から、たしか年度末までの分をお渡ししているというふうに聞いてございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。これ、対象者のところ3つあるんですけども、20リットル袋と書いてあるのは、月ということで理解してよろしいですね。月20リットルの袋を10枚ですか。

議長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）すみません。サイズは20リッター袋のものを1月10枚計算でお渡ししているということです。

議長（文野慎治君）よろしいですか。

ほかに質疑は。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません。移行に関してのちょっと問題点なんんですけども、差額シールを貼るということで、差額シールを別売りするというところになっているんですけども、現指定のオレンジの袋を何枚か買っている方が家庭に残っておられて、その令和8年度7月からですか、収集が始まるわけなんんですけども、そのときには、オレンジの袋を持っておられる方は差額シールを貼って出してということなんんですけども、その点どうなんかなというところがちょっと心配するんです。今でも、ちょっとごみステーションに出されているごみ、まだ、故意じゃなくて、間違って、曜日とかも間違っている方もまだおられます。そんな中で、袋が有料、袋の値段が今まで20リッターで出していた分が、だから差額としては10円シール貼らないといけないということを認識していくなくて、そのまま出されて、ごみステーションに出されている場合、そういったごみというのは、差額シールの貼っていないごみについては、収集に関してはどう考えておられるんですか。

議長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）もちろんその手数料を新しくしますので、差額シールを貼っていただくということが条件になります。ですので、貼っていないごみ袋については、一定は取り残しというか、その場に置かせていただいて、啓発シールを貼りまして、料金足りませんよというような内容。それで一旦目に触れて理解いただくというような時間を取りたいとは思っております。

ただ、夏場とか、カラスに荒らされるとかにつきましては、できるだけその時間を短くしないといけない場合もあるかとは思いますが、若干目に触れる時間を持って、周知に力を入れたいなというふうには思っております。

あと、この制度、始まるというか、議会のほうでご承認いただきましたら、できるだけ速やかに、例えば販売店のごみ袋を置いているところなどに、新しいごみ袋が始まりますよというような形で差額シールも一定貼る必要がありますよというような周知をできるだけ早いタイミングでしていただきまして、差額シールを使うことはできるだけ少ない期間で早く終わって、新しい新袋に速やかに切り替えていけるように、工夫のほう、啓発のほうもしていきたいなというふうには思っております。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。切替えというのが一番問題かなというふうに思います。故意にという場合ではなくて、本当にしっかり啓発していただいた上であってでも、やっぱりまだまだいろんな方がいらっしゃるので出されている場合もあるかと思うんですが、今言う、今、資源ごみについては、間違って出していても別に問題、後の次の週に取りに来たとしても別にそんな問題ないんですけども、可燃ごみの場合、夏場なんか2、3日、週2回あるので、後のときにあるんですが、そのときに、自分が出したやつがそこにまだ残っていても、自分のごみと分からぬ方もいらっしゃ

るかも分からないので、その辺のところ、そこはまた周知してくださるということなんですかけれども、ちょっとその辺のところまた様子見て、検討をしていただけたらなと。

結局、困るのは自治会なんですよ。自治会の当番さんとかがやっぱり困ってきますので、ちょっとその辺のところの対応というのをまたもう少し検討していただいて、もしあれやったら、またもう少しこの徹底されるまでの間、自治会に差額シールを何ぼか補助するというか、用意していただくとか、そういうこともあっても、自治会に迷惑かからないようにしていいのかなとかいうふうに思うんです。自治会のご意見とかも、またそのごみの有料化、増額になった分の後、自治会のご意見等をまた聞く機会を持っていただいたらなというふうに意見として申させていただきます。

議長（文野慎治君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） おっしゃっていただいているように、自治会連合会の会長が集まるようなところでももちろん説明させていただく予定でございますし、あと、地域でごみゼロさんということで各委員を設けていただいていると思いますので、その方々にも丁寧に説明して、お近くの住民に広めていただくとか、あと、少し先ほど言いましたように、民生委員、地域の方によく関わっていただいているような方にも丁寧に説明させていただいて、その方々から少しずつでも広めていっていただくというのを、まず考えていただきたいなと思いますし、あと収集の部分につきましては、個別で、場所であまりにもひどい場合は対応も必要かと思いますので、その辺は状況も確認しながら進めていきたいと思っております。

議長（文野慎治君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。田中議員。

13番（田中圭介君） すみません。ちょっと細かいことですけども、この2ページの可燃ごみ指定袋の作成経費の7年度当初予算Aのこの合計って数字ちょっと間違っていますよね。

議長（文野慎治君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） すみません。少し間違ってございます。おっしゃるとおりでございます。すみません。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） 申し訳ございません。600万円抜けております。600万円抜けた1,677万500円が令和7年度の当初予算で、一番下は最終形という形で、その差額を補正予算に計上していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。大林議員。

6番（大林隆昭君） 6番の導入の効果額なんですが、7年、8年、9年と出していただいている、7年はごみ袋を作るためにという形で分かるんですが、8年、9年と出していただいている、これって旧のごみ袋は作らなくなって、新しいものでいくとこれぐらい変わりますよという認識で大丈夫なんですね。

議長（文野慎治君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） 8年度、9年度につきましては、おっしゃるとおりでございます。

議長（文野慎治君） 大林議員。

6番（大林隆昭君） これでしばらくやっていたら、毎年どれぐらい作ればいいかという数は出てくると思うんですが、それで出てくる効果額が2,300万円とか、ずっと慣れてくればもう少し出てくるんかなというふうには思うんですが、お金は何ぼあってもええとは思うんですけど、45リットルの袋が450円になるというのはちょっと突然過ぎやせんかと。これだけ効果額が見込めるのであれば、何年かごとに上げていくとか、難しい話すけれど、段階的に少しずつ上げるとか、45リットルに関してはもう少し値段を下げるとか、効果額を出すことが目標ではないと思うので、一番の目標は、住民の方にどれぐらいサービスができるかというところなので、今の財政状況を考えると、効果額は出るだけ出したほうがいいというのは分かるんですが、少し高いなというのが印象です。

議長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）こちらの効果額につきましては、ごみ袋作成に当たりまして、実際に作成する経費ですか、あとは販売店で取り扱っていただく経費とか、それ以外のものもありまして、ごみ収集経費の収集委託料の分も乗っているんですが、実際に処理をする、処理の費用に関しましてはここに含んでおらないので、実際のところ、効果はこれだけあるとはしていますけども、予算が別口で必要になってくる分ありますし、人件費もここには入っていないので、そういう意味でいうと、新しい手数料だけでも、やっぱりそのごみ全体を処理するには賄い切れていないこともありますので、ちょっと財政が今硬直化しているということもあるので、近隣市町と同じ内容、同じ金額にできるだけ設定させていただきたいなというふうに考えております。

議長（文野慎治君）いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

続いて、案件2の5項目め、熊取ふれあいセンターの開館時間の見直しについての件を説明願います。桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）それでは、熊取ふれあいセンターの開館時間の見直しにつきまして、資料に沿ってご説明します。

まず、1点目の目的ですが、熊取ふれあいセンターの開館時間を見直すことにより、より効率的な施設の管理運営を行い、維持管理経費の削減を図るものでございます。

次に、2点目の開館時間ですが、現行の開館時間は午前9時から午後10時までとしております。貸し館の使用時間としては、午前9時から正午、午後1時から午後5時、午後6時から午後10時の3区分がございます。今回の開館時間の見直しにより、変更後の開館時間を午前9時から午後5時までとし、貸し館の使用時間を午前9時から正午、午後1時から午後5時までの2区分とするものです。

次に、3点目の変更日ですが、令和8年7月1日を予定しています。

次に、4点目の行革効果見込額ですが、令和8年度の行革効果見込額は175万6,000円です。その内訳としましては、歳入効果額がマイナスの22万4,000円。こちらは、総合保健福祉センター使用料の歳入減によるものです。歳出効果額が198万円です。こちらは、施設管理委託料の歳出減によるものです。

令和9年度の行革効果見込額は175万6,000円で、令和8年度と同額となります。

令和8年度、令和9年度の2年度の合計の行革効果見込額は351万2,000円となります。

5点目の関連条例ですが、今回の開館時間の見直しに必要となる条例を令和7年9月議会にて上程させていただきます。

2ページをご覧ください。

こちらは、熊取ふれあいセンターの概要を参考として記載しています。熊取ふれあいセンターには、住民の方が利用できる貸し館が4階に、研修室A、研修室B、研修室Cとふれあいサロンの4部屋がございます。

1点目の使用面積ですが、最も狭い部屋が研修室Cの42平方メートル、最も広い部屋が研修室Aの99平方メートルです。

2点目の使用時間及び使用料ですが、今回の見直しに係る午後6時から午後10時までの使用時間の使用料は、研修室Cの1,500円から研修室Aの3,600円までです。

3点目の稼働率ですが、1つ目の表が令和6年度の稼働率になります。最も低かったのが研修室Bの16.5%、最も高かったのが研修室Aの42.4%です。

2つ目の表が、令和7年度の4月から6月の四半期で集計した稼働率になります。最も低かったのが研修室Bの1.6%、最も高かったのが研修室Aの28.6%です。

令和6年度と比べて、令和7年度の稼働率が下がった主な要因ですが、熊取町社会福祉協議会が昨年の12月に熊取いきいきセンターの指定管理者として事務室移転をしたため、当該団体の利用が大きく減少したことによるものです。

なお、定期的に貸し館利用されていた団体の方に対しましては、隣接する公共施設や他の公共施設を代替施設として案内させていただくなど、丁寧な対応に努めさせていただきます。

以上で、熊取ふれあいセンターの開館時間の見直しについての説明を終わります。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」取組状況報告についての件を終了いたします。

議長（文野慎治君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

次に、その他報告が1件あります。本庁舎来庁者スペース並びに熊取ふれあいセンター執務室の変更についての件をご報告願います。道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）それでは、本庁舎来庁者スペース並びに熊取ふれあいセンター執務室の変更についてご説明いたします。

現在、住民課へ来庁される方は、正面に座っていただくスペースがない状態でございまして、窓口カウンターも手狭で拡充が必要な状況でございます。また、来庁者の通路も一部狭い箇所がございまして、非常時やサポートが必要な方のより一層の円滑な通行の確保のため、これらの解消を目的に執務室の再編を行うものでございます。

さらに、熊取ふれあいセンターにおきましては、社会福祉協議会が移転した事務室を活用しまして、分散配置していました関連部署の隣接配置や相談窓口の集約化を行うことによりまして、住民の方に分かりやすく利用しやすい執務室配置とするものでございます。

それでは、主な変更内容についてご説明いたします。

まず（1）本庁舎1階でございますが、①から⑤の5点ございます。

①番、生活福祉課の熊取ふれあいセンターへの移動。②番、住民課・環境課前の待合スペースの拡充。③番、住民課のカウンターの拡充でございまして、これら①から③でございますが、生活福祉課が熊取ふれあいセンターへ移動しまして、その空いたスペースを活用しまして、住民課と環境課を横に広げさせていただきまして、それでカウンターを執務室側に一定下げるこによりまして、待合スペースを拡充し、ベンチをその分増設しまして、座っていただけるスペースを広げさせていただきたいと思います。また、併せて住民課のカウンターも横に拡充することによりまして、お客様のプライバシー確保と混雑緩和を行いたいと思います。

④番目、授乳スペース（赤ちゃんの駅）の改修でございまして、現在は税務課前のところにありますが、出入口をカーテンで間仕切りしてございますが、これを鍵つきの引き戸に変更いたしまして、利用者される方がより安心して使用できるようにいたしたいと思います。

⑤番、保険年金課前の個別ブースの改修と来庁者の円滑な通行の確保でございまして、現在、保険年金課の前に個別ブースがございますが、そちらを一定後ろに下げさせていただきまして、保険年金課前の通路を広げさせていただきたいと思います。

続きまして（2）熊取ふれあいセンターに係る主な変更点でございます。

まず、1点目ですが、生活福祉課を本庁舎1階から熊取ふれあいセンター1階へ移動しまして、重層的な支援体制窓口の集約化を行います。

次に、2点目ですが、介護保険課が、現在執務室のスペースの関係で、グループで分散配置となってございますが、熊取ふれあいセンター1階から2階へ移動いたしまして、1つの執務場所とな

ることによりまして、利用者の方により分かりやすい窓口とさせていただきたいと思います。

次に、3点目ですが、子育て支援課をふれあいセンター2階から3階へ移動いたしまして、同じ子育て支援に関する部署である保育課と隣り合わせ、隣接することによりまして、より分かりやすく利用しやすい窓口とさせていただくものでございます。

最後に2番、今後のスケジュールでございますが、令和7年9月、この議会におきまして、必要経費を補正予算として計上させていただきます。その後、ご可決いただけましたら、まず先に、令和7年12月に熊取ふれあいセンターの執務室の変更、そして、そちらが完了いたしましたら、令和8年1月から3月の間に、本庁舎1階スペースの変更をさせていただきたいという形で考えてございます。

これで、以上で報告のほう終わらせていただきます。

議長（文野慎治君） それでは、ただいまの報告について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。いいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

ほかに何かあれば承ります。大丈夫ですか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「15時04分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

文野慎治